様式第４号（第１０条関係）

 　 　　　　　　　やま産振第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　住　　　　　所　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　企　　業　　名　）

　令和　　年　　月　　日付けで交付申請のあった首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金交付申請書については、首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金交付申請書交付要綱（以下「交付要綱」という。）第１０条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

　　令和　　年　　月　　日

 　　　　公益財団法人やまぐち産業振興財団

理事長　　印

記

１　補助金の額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第１２条の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　　　補助金の額　　　金　　　　　　　　　円

うち就業マッチング補助金　　　　　　　　 　　金　　　　　　　　　　　　円

うち副業等人材活用促進補助金　　　　　　　　　 金　 　　　　　　　 　　円

２　補助事業者は、この補助金の交付決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に交付申請取下書を理事長に提出しなければならない。

３　補助事業者は、申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、交付要綱第５号様式による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、交付要綱第７号様式による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

５　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から２０日を経過した日又は当該会計年度の３月２０日のいずれか早い日までに、交付要綱第８号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

６　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

７　補助事業者が虚偽の申請に基づき申請を行ったとき、又は補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、その他法令、若しくは、これに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合においてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた加算金を徴するものとする。